
第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象範囲と分野構成
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 計画の推進主体

1 計画策定の背景

私たちは、本市の豊かな自然環境が市の発展に大きく寄与している重要な資源であることを認識している一方で、経済活動を支えるためのインフラ整備や多くの観光客を受け入れるための施設運営、さらには私たちの快適で豊かな生活の追求により、大量の廃棄物や河川の水質汚濁などを発生させ、自然環境に負荷をかけてきました。また、ライフスタイルの変化から、里山[※]の荒廃や子どもたちの日常的な自然体験の減少など、自然との共存から遠ざかった暮らしが、より一層自然環境を悪化させてきた要因とも言えます。

豊かさや便利さへの追求が引き起こす環境問題は、本市に限らず世界規模で急速に進み、特に地球温暖化[※]が原因とされる猛暑や豪雨などの異常気象は、人々の健康や日常生活だけではなく、生物の生育・生息環境を脅かし、農作物への被害や土砂災害など経済的損害も甚大であり、深刻な状況であることを痛感させられています。

日本が環境問題の解決に向け動き出した公害対策基本法の制定から50年余り、環境関連法の整備により、大気汚染や水質汚濁などの公害問題は改善してきました。しかし、昨今では地球温暖化を始めとする気候変動[※]問題は、世界規模での対応が求められている地球上に生きるすべての生き物にとって避けることができない喫緊の課題であります。我が国においても、集中豪雨や台風等による自然災害の激甚化が近年顕著になってきています。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定[※]では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する。」との目標が国際的に共有されました。また、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるには、2050年までに二酸化炭素[※]の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。これを受け、本市が加盟している「廃棄物と環境を考える協議会[※]」では、地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ[※]宣言」を令和2年7月28日に共同表明しました。

日本では、環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2018年（平成30年）4月に閣議決定された第5次環境基本計画を推進しています。この計画には、SDGs[※]の考え方が盛り込まれており、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連し合う分野で横断的な重点戦略を設定しています。そして計画の推進にあたって重要なことは、これまで以上にパートナーシップ（あらゆる関係者との連携）が必要となってくることです。

本市では、従来の課題に加え、「高萩市一般廃棄物処理基本計画」などの策定により、その時々の課題に対応した環境施策を展開してきました。また、環境イメージキャラクター「もらワンちゃん」によるレジ袋削減への取り組みや「緑のカーテン[※]コン

テスト」による省エネルギーへの取り組みなど、環境問題や地球温暖化問題に関する啓発を通して、市民の意識の高揚と理解を求めてきました。

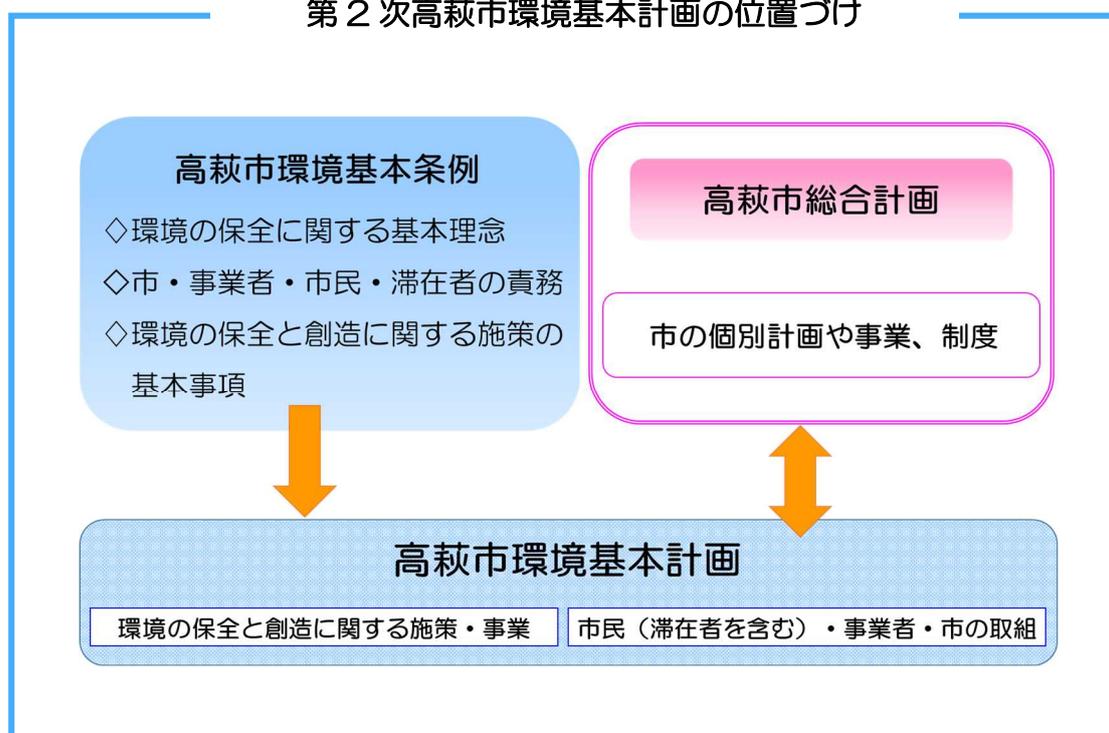
本市においては、平成23年8月に策定した「高萩市環境基本計画」を改定し、市の環境だけではなく、地球全体の環境を守ることを意識し、豊かな環境の恩恵を受けた生活を送り、その環境が将来の世代に継承されるよう「第2次高萩市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成22年3月に制定した「高萩市環境基本条例」第8条（資料編107ページ）に位置づけられた計画であり、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同条例第3条に定める基本理念を実現していくため、基本的な計画を定めるものです。

また、「高萩市総合計画」に示す市の将来像を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられ、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

第2次高萩市環境基本計画の位置づけ



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、「高萩市環境基本条例」に係る環境全般を対象とします。分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

なお、本計画は、平成23年8月に策定された「高萩市環境基本計画」の改訂版ですが、我が国発の脱炭素化・SDGs構想である「地域循環共生圏^{*}」に焦点を当て、地球環境の危機に立ち向かっていくための地域づくりや気候変動適応法(平成30年12月施行)に基づいた、地球温暖化の影響に備える対策が必要になってくるなど、国の環境施策の変化に応じた、新たな分野構成で策定することとしました。

環境分野	環境要素
自然環境	生物多様性 [*] (動物、植物、水辺、森林、農地)、緑化、歴史・文化
生活環境	大気環境(大気、悪臭、騒音・振動)、水環境(河川、海域、湖沼)、土壌環境(土壌、地下水、地盤沈下)、放射性物質による環境汚染、環境美化
地球環境	地球温暖化対策・気候変動対策、ゼロカーボンシティ、再生可能エネルギー [*] 、省資源、省エネルギー
循環型社会	廃棄物の適正処理(廃棄物の排出抑止と有効利用)、3R [*] (Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル))
環境保全活動	環境学習・環境教育、環境情報、地域・各種団体との連携・協力

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 第2次高萩市環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 高萩市の環境の現状

本市の地域概況と5つの環境分野の現状を整理しました。また、計画に市民の意見や視点を反映させるために、市民及び事業者を対象としたアンケート結果の中から「市の環境で守っていきたいところ」等を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

高萩市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本市の望ましい環境将来像と環境分野別の5つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と市・事業者・市民の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標を示しました。

第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取り組みを示しました。

第6章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、事業者、高萩市のすべての市民とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全と創造に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で、事業活動に伴う公害の防止はもとより、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全と創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。